

2021年6月30日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ  
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信  
(コード：2402 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役 Platform Design 部門担当  
石 亀 幸 大  
(TEL. 03-3740-4011)

**資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式及び優先株式の発行、定款の一部変更、  
資本金及び資本準備金の額の減少、シンジケートローン契約の締結及び営業外費用の計上に  
関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、次の①から⑦までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① コクヨ株式会社（以下「コクヨ社」といいます。）との間で、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、また、第三者割当の方法により、寺田倉庫株式会社（以下「寺田倉庫社」といいます。）、コクヨ社、株式会社 VERSION THREE（以下「VERSION THREE 社」といいます。）、株式会社アズレイ（以下「アズレイ社」といいます。）、廣松伸子氏、中西宗義氏及び株式会社 Ace（以下「Ace 社」といいます。）に対して、普通株式（以下「本普通株式」といいます。）を発行すること（以下「本普通株式第三者割当増資」といいます。）
- ② RKD エンカレッジファンド投資事業有限責任組合（以下「RKD ファンド」といいます。）との間で、投資契約を締結し、また、第三者割当の方法により、RKD ファンドに対して、A 種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本優先株式第三者割当増資」といい、本普通株式第三者割当増資及び本優先株式第三者割当増資とあわせて、「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資の割当予定先を「本割当予定先」といいます。）
- ③ 2021年8月27日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本優先株式に係る第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件として、本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ④ 本臨時株主総会招集のための基準日設定を行うこと（詳細は本日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。）
- ⑤ 2021年8月30日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少させること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）

- ⑥ 本普通株式第三者割当増資及び本優先株式第三者割当増資の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき資本金及び資本準備金を減少すること（以下、「本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少」といいます。）
- ⑦ 本第三者割当増資と同時に、株式会社りそな銀行をアレンジャーとするシンジケート方式によるタームローン契約及びコミットメントライン契約（以下総称して「本シンジケートローン契約」といいます。）による資金調達を行い、既存の有利子負債の一部借換えを行うこと（以下「本リファイナンス」といいます。）

なお、本優先株式に係る第三者割当増資は、本臨時株主総会において承認が得られることを条件としております。

## I. 本資本業務提携について

### 1. 本資本業務提携の目的・理由

#### (1) 本資本業務提携及び本第三者割当増資に至る経緯及び目的

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大と緊急事態宣言の再発令等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しております。当社グループが事業を展開するデジタルコミュニケーションマーケットにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動や企業収益の変動の影響を少なからず受けており、新商品発売の遅延や中止、イベント等のプロモーション活動の制限など、企業の広告宣伝費・販売促進費の削減による影響のみならず、当社グループの営業及び制作活動においても一部制限を受けるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、2020年12月期において、売上高が著しく減少し、営業損失1,523百万円、経常損失1,478百万円を計上し、それを受けた翌期以降の回復を企図した特別損失の計上、不適切会計事案に関する調査に係る費用の特別損失の計上も重なり、親会社株主に帰属する当期純損失2,467百万円を計上した結果、802百万円の債務超過（2020年12月31日時点。2021年3月31日時点においては761百万円）となり、さらに、流動負債が流動資産の金額を上回ったことに加え、一部の長期借入金については財務制限条項に抵触しております。かかる状況から、当社においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記が付されている状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、当該状況の早期解消を図るべく、債務超過の解消に向けた計画（2021年3月22日開示）に記載のとおり、2021年12月期を初年度とする中計経営計画（2021年2月26日開示）に基づき収益構造の改善に努め、利益創出と内部統制のさらなる強化に向けた経営基盤の再構築を推進しております。収益構造の改善策として、「One amana!」を掲げる経営方針に基づき整備を進めた全社横断型の戦略的な営業体制のもと、クライアント企業との継続的な関係構築を推進するなかで、グループの総合力を発揮して売上

高の再成長を図り、売上原価については、内制可能な業務についてグループ内部のクリエイティブリソースを最大活用するとともに、外部発注プロセスの再構築による発注先や発注額の最適化を推進し、収益性向上を推進しております。また、販売費及び一般管理費について、経営環境の変化に対応して事業及び組織のスクラップアンドビルドを推進し、人員数の最適化を図ることによる報酬・給与等の人件費の削減効果、オフィス施設などを一部解約したことによる賃借料をはじめとした設備費の削減効果の発現が進捗しております。

このような施策の成果もあり、当社グループは、2021年12月期第1四半期連結累計期間において、営業利益51百万円、経常利益82百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益50百万円を計上し、債務超過額は761百万円となり、2020年12月期から改善が進んでおりますが、現時点においても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しており、財務状況の抜本的な改善が急務であると考えております。

こうした状況のなかで、当社は、様々な資金調達手段を検討いたしました。財務内容の改善が急務であり、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。また、財務制限条項に抵触する借入金（2021年3月時点352百万円）については本第三者割当増資と同時に実施される本リファイナンスによって調達した資金の一部を返済に充当する予定です。

なお、本第三者割当増資のうち、本普通株式第三者割当増資については資金調達を目的として行うものですが、特に業務提携によるトップラインの再成長に寄与すると考えられるコクヨ社との間では資本業務提携契約の締結を行っております。当社は、厳しい事業環境下における収益性の向上の実現のため、コクヨ社の有する「働き方とオフィスづくりの知見」と当社の有する「コミュニケーションと感性の知見」による社会課題の解決、コクヨ社及び当社が保有する経営リソースの補填による競争力の強化、コクヨ社及び当社のリレーション強化による事業基盤の拡大を主たる目的とした資本業務提携をおこなうことで、(1)顧客開拓、(2)当社サービスの活用及び(3)コクヨ社施設の利活用における協業を行うものとしております。他方、コクヨ社以外の割当予定先との間では、業務提携を行う予定はなく、コクヨ社以外の割当予定先との間で、資本業務提携契約の締結を行っておりません。また、本第三者割当増資の実施に伴い、割当予定先が指定する者を当社の取締役として受け入れることはありません。

## (2) 本資本業務提携の理由

当社は、上述のとおり、資本業務提携が実現可能な相手先について検討を進めるなかで、当社の企業価値向上に繋がる資本業務提携が実現可能な相手先として、これまでコクヨ社の有する「働き方とオフィスづくりの知見」と当社の有する「コミュニケーションと感性の知見」の面での協業を検討してきており、2021年2月から本資本業務提携の可能性を検討してまいりました。その結果、コクヨ社と本資本業務提携に係る協議がまとまり、本日開催の取締役会において、コクヨ社と本資本業務提携契約を締結し、コクヨ社に対して本普通株式第三者割当増資をすることを決議いたしました。

本資本業務提携及びコクヨ社に対する本普通株式第三者割当増資を通じて、オフィス用の設備事業に強みを有するコクヨ社との関係をより一層強いものとし、コクヨ社のオフィスづくりの知見の活用、及び当社のコミュニケーションと感性の知見との協業を実施することにより、厳しい事業環境下において、収益性の向上を実現するための協力体制の構築を図ることができ、ひいては当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものと考えております。

## 2. 本資本業務提携の内容

当社は、厳しい事業環境下における収益性の向上の実現のため、コクヨ社の有する「働き方とオフィスづくりの知見」と当社の有する「コミュニケーションと感性の知見」による社会課題の解決、コクヨ社及び当社が保有する経営リソースの補填による競争力の強化、コクヨ社及び当社のリレーション強化による事業基盤の拡大を主たる目的とした資本業務提携をおこなうことで、(1)顧客開拓、(2)当社サービスの活用及び(3)コクヨ社施設の利活用における協業を行うものとしております。

なお、当社は、本資本業務提携に伴う本第三者割当増資により、コクヨ社を割当予定先として、当社の普通株式 34,300 株（議決権数 343 個、本第三者割当増資に係る払込が行われた時点における総議決権数に対する割合 0.65%）を発行する予定です。

## 3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	コクヨ株式会社
(2) 所在地	大阪市東成区大今里南六丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 黒田 英邦
(4) 事業内容	文房具の製造・仕入れ・販売、オフィス家具の製造・仕入れ・販売、空間デザイン・コンサルテーションなど
(5) 資本金	158 億円 (2020 年 12 月 31 日現在)
(6) 設立年月日	1905 年 10 月 2 日
(7) 発行済株式数	128,742,463 株 (2020 年 12 月 31 日現在)
(8) 決算期	12 月
(9) 従業員数	6,882 名 (連結) (2020 年 12 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	山田工業、共栄工業
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	コクヨ共栄会：8.0% 日本マスタートラスト信託銀行：6.7% 日本カストディ銀行：4.3% コクヨエンタープライズ：3.7% 黒田緑化事業団：3.1%

(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当該会社と当社の間には、撮影プロデューズや空間プロデューズの分野での業務受託があります。		
関連当事者への 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
連 結 純 資 産	208,962	221,279	226,335
連 結 総 資 産	303,700	318,416	320,296
1株当たり連結純 資産(円)	1,751.69	1,854.91	1,898.42
連 結 売 上 高	315,155	320,200	300,644
連 結 営 業 利 益	18,296	16,743	14,807
連 結 経 常 利 益	19,178	18,198	14,173
親会社株主に帰属 する当期純利益	14,231	15,303	8,297
1株当たり連結当 期純利益(円)	120.34	129.39	70.13
1株当たり配当金 (円)	32.0	39.0	39.0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

#### 4. 本資本業務提携の日程

取締役会決議日	2021年6月30日
資本業務提携契約締結日	2021年6月30日
第三者割当増資に係る払込日	2021年8月31日（予定）
業務提携の開始日	2021年8月31日（予定）

#### 5. 今後の見通し

現時点では、本資本業務提携による当社の業績への具体的な影響額については未定です。今後公表すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

II. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

A. 本普通株式

(1) 払込期日	2021年8月31日
(2) 発行新株式数	普通株式 171,200株
(3) 発行価額	1株につき583円
(4) 調達資金の額	99,809,600円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により寺田倉庫社に72,000株、コクヨ社に34,300株、VERSION THREE社に17,100株、アズレイ社に8,500株、廣松伸子氏に5,100株、中西宗義氏に17,100株、及びAce社に17,100株をそれぞれ割り当てます。
(6) その他	<p>本普通株式第三者割当増資に係るコクヨ社による払込みは、大要、以下の条件が全て充足されていることを条件としております。</p> <p>(1) 必要な内部手続の履践、(2) 法令等に基づき必要とされる手続の完了、(3) 各種書類の提出、(4) 本資本業務提携にかかる表明保証（(i) 設立及び存続、(ii) 本契約の締結及び履行、(iii) 本契約への署名等、(iv) 強制執行可能性、(v) 法令等との抵触の不存在、(vi) 本契約に関する訴訟等、(vii) 許認可等の取得、(viii) 破産申立事由等の不存在、(ix) 情報開示、(x) 対象会社の株式等、(xi) 優先株式の発行、(xii) 計算書類等の正確性、(xiii) 税務申告等の適正、(xiv) 公租賦課の支払、(xv) 労務、(xvi) 訴訟等の不存在、(xvii) 資産の権限、(xviii) 知的財産、(xix) 子会社・関連会社における許認可 (xx) 環境規制への対応、(xx i) 関連当事者との取引、(xxii) 簿外債務の不存在)、(5) 本新株発行にかかる差止請求がされていないこと (6) 本新株発行に関する総数引受契約が有効に締結され存続していること、(7) 財務状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由等の不発生・不存在、(8) 本優先株式第三者割当増資に係る契約の効力の維持・払込の前提条件の充足等、(9) 当社の臨時株主総会における適法かつ有効な承認、及び、(10) 本シンジケートローン契約に基づく当社に対する貸付が実行に障害となる事由が発生していないこと。</p>

B. 本優先株式

(1) 払込期日	2021年8月31日
(2) 発行新株式数	A種優先株式 1,000株
(3) 発行価額	1株につき1,000,000円
(4) 調達資金の額	1,000,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割り当ての方法によりRKDファンドに本優先株式 1,000株を割り当てます。
(6) その他	<p>別紙2「株式会社アマナ A種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>上記各号については、本臨時株主総会において承認されることが条件となります。本優先株式については、当社が剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）に先立ち、優先配当金を支払うこととされております。また、当社が剰余財産を分配するときは、本優先株主に対して、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされております。本優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。また、本優先株式については、金銭の交付と引き換えに、本優先株式の全部又は一部を取得する取得条項が付されるとともに、本優先株主が普通株式の交付と引き換えに当該本優先株式の取得を請求することができる請求権、及び本優先株主が金銭の交付と引き換えに当該本優先株式の取得を請求することができる請求権が付されております。普通株式を対価とする取得請求権に関する転換価額は本発行決議日に先立つ1か月間の当社株価の終値の平均値×95%であり、2022年2月28日以降、毎年2月末、8月末を基準日として年2回見直されます。修正転換価額は当該修正基準日に先立つ1か月間の当社株価の終値の平均値×90%となります。</p> <p>なお、当社は、RKDファンドとの投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において、各取得請求権につき、以下の行使制限を定めております。</p> <p>a 金銭を対価とする取得請求権の行使制限</p> <p>割当予定先は、2021年8月31日又は当社と割当予定先が</p>

	<p>別途合意するその他の日（同日を含む。）から 2028 年 8 月 31 日（同日を含む。）までの間は、金銭を対価とする本優先株式の取得請求を行うことはできないものとする。但し、2028 年 8 月 31 日以前であっても、下記いずれかに該当する事由が発生した場合（割当予定先が、当該事由の発生について書面による承諾をした場合を除く。）はこの限りではない。</p> <p>①下記(i)乃至(iv)に該当する場合。</p> <p>(i) 当社の 2023 年 12 月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日を本優先株式強制償還日として当該時点における本優先株式の全部について本優先株式強制償還をしたと仮定した場合の本優先株式強制償還価額の合計額以下になった場合。</p> <p>(ii) 当社の 2022 年 12 月末日及びそれ以降の各事業年度末日の単体又は連結の損益計算書における営業利益、経常利益又は当期純利益のいずれかが 2 事業年度連続で赤字となった場合。</p> <p>(iii) 当社の 2021 年 12 月末日の連結の貸借対照表における純資産の金額が負の値になった場合。当社の 2022 年 12 月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の貸借対照表における純資産の金額が負の値になった場合又は前事業年度末日の純資産の金額の 75%を下回った場合。</p> <p>(iv) 当社の 2022 年 12 月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の損益計算書におけるキャッシュフローの金額（経常損益と各種償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。）が、当該事業年度における長期借入金の元本弁済額（本シンジケートローン契約の期限前弁済額及び期日一括返済のうち当該期日において新たな借入れを行った金額を除く。）を下回った場合。</p> <p>②クローリング日において前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件を割当先がすべて書面により放棄した場合は除く。）</p> <p>③当社が、本投資契約の条項に違反した場合（軽微で治癒可能な一定の場合を除く）。</p> <p>b 普通株式を対価とする取得請求権の行使制限</p>
--	---

割当予定先は、当社の承認を得た場合に限り、普通株式を対価とする本優先株式の取得請求を行うことができるものとする。但し、次に定める各号に該当する事由が発生した場合はこの限りでない。

①本投資契約に基づき金銭を対価とする本優先株式の取得請求を行うことができることとなった日（同日を含む。）から起算して6か月を経た場合。

②2029年2月28日（同日を含む。）を経過した場合

③当社において各事業年度末日を基準日とする金銭による剰余金の配当が、2事業年度を通じて一度も行われなかった場合。ただし、初回は2021年12月末日と2022年12月末日を基準日とする配当とする。

④2021年8月31日において本投資契約の前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除く。）。

⑤当社が、本投資契約のいずれかの条項に違反した場合（軽微で治癒可能な一定の場合を除く）。

また、本優先株式第三者割当増資に係る払込みは、大要、以下の条件が全て充足されていることを条件としております。

①RKDファンドによる必要書類の受領等、②本投資契約における当社の表明保証（(i)設立及び存続の有効性、(ii)当社における契約の締結及び履行に関する権限、(iii)当社代表者における署名等に関する権限、(iv)強制執行可能性、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)契約に係る紛争の不存在、(vii)契約締結に係る許認可等の取得等、(viii)破産手続等の不存在、(ix)反社会的勢力への非該当性、(x)適切な情報開示、(xi)発行済株式総数等、(xii)発行済新株予約権、(xiii)子会社及び関連会社の存在等、(xiv)オプションの不存在等、(xv)財務諸表、及び簿外債務等の不存在、(xvi)租税に関する諸手続の適法性等、(xvii)公租公課等に係る紛争の不存在、(xviii)労務の適法性等、(xix)訴訟の不存在等、(xx)重要な資産の権原の有効性等、(xxi)事業に係る許認可の有効性等、(xxii)グルー

	<p>プ会社間の取引条件の適切性) の真実性及び正確性等、  ③義務違反の不存在、④本定款変更の効力発生、⑤関連契約の締結、⑥必要手続の完了、⑦本資本金等の額の減少のために必要な手続の完了、⑧本優先株式第三者割当増資に係る許認可取得の有効性、⑨本普通株式第三者割当増資の確実な見込み、⑩本リファイナンスがクローズング日において実行されることが確実と見込まれること、⑪連結及び単体での債務超過の解消が確実に見込まれること、⑫当社グループに重大な悪影響を及ぼす事態の不発生、⑬本定款変更、本優先株式に係る第三者割当増資、及び本資本金等の額の減少に対する金融機関からの承諾、⑭子会社の組織再編の完了、⑮金銭対価又は普通株式対価の取得請求権が行使可能となる事由が存在していないこと、⑯本優先株式第三者割当増資に重大な悪影響を及ぼす経済上の変動の不発生等</p>
--	--

## 2. 本第三者割当増資の目的及び理由

### (1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

上記「I. 本資本業務提携について」「1. 本資本業務提携の目的及び理由」「(1) 本資本業務提携及び本第三者割当増資に至る経緯及び目的」をご参照下さい。

### (2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、資金調達方法について社内にて協議・検討した結果、当社は、仮に財務状況の抜本的な改善に必要な金額の全額を普通株式の割当てによって調達した場合、大規模な希薄化が生じ、当社の既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念されるため、その必要な金額全額を普通株式の割当てによって資金調達を行うことは適切ではないと判断し、本優先株式第三者割当増資が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、既存株主への影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。なお、普通株式を対価とする取得請求権に関する転換価額は本発行決議日に先立つ1か月間の当社株価の終値の平均値×95%であります。転換時の株価と実際の転換価額を近似させることが望ましいという観点から2022年2月28日以降の毎年2月末、8月末を基準日として年2回見直されることとなっており、修正転換価額は当該修正基準日に先立つ1か月間の当社株価の終値の平均値×90%となるため、修正前日終値に対して10%以上のディスカウントに該当する可能性があります。なお、転換価額が修正された場合には速やかに開示させていただきます。

上記「(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」及び後記「5. 発行条件等の合理性(2)

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、最大38.0%（小数点以下第二位を四捨五入。比率につき以下同じ）の株式の希薄化が生じるというデメリットがありますが、普通株式の早期の希薄化を回避するための方策を講じており、また、本優先株式第三者割当増資は、本普通株式第三者割当増資及び本リファイナンスと併せて実施されるものであり、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応及び当社の財務体質の抜本的な改善が可能となるメリットにより、当社の事業再生に大きく寄与するものであり、昨今のメザンマーケットにおける転換型優先株式の発行事例等を踏まえ、本優先株式の配当率9.0%がおおむね妥当な水準にあると判断いたしました。

また、当社は上記「(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」に記載のとおり、財務状況の抜本的な改善が急務な状況にあるなかで、当社のメインバンクである株式会社りそな銀行（以下、「りそな銀行」といいます。）が有限責任組合員として出資しているRKDファンドより、本優先株式を発行する方法による資金調達に関する提案を受け、RKDファンドから資金調達を受けること及び当該資金調達に係る方法の検討を開始いたしました。当社は、RKDファンドから資金調達を受けることについて当社内にて協議・検討した結果、今後各種施策を打ち出していくにあたり、新型コロナウイルスの影響を受けた企業に対する資本性資金を提供するRKDファンドからの資金を得ることが、当社の企業価値増大の観点から望ましいと考えました。さらに、当社は、当社の債務超過の解消に向けた各種検討の過程のなかで、本優先株式第三者割当増資のみならず、普通株式を割り当てる方法による資本増強による財務基盤の強化も必要であるとの考えに至り、当社取引先複数社に対し打診を行いました。その結果、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで当社の主要取引先である寺田倉庫社、コクヨ社、VERSION THREE社、アズレイ社、廣松伸子氏、中西宗義氏及びAce社とのパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、これらの割当予定先に対しても、本普通株式第三者割当増資を行うことといたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,099,809,600円
② 発行諸費用の概算額	43,200,000円
③ 差引手取概算額	1,056,609,600円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本第三者割当増資のうち普通株式の発行に係る払込金額の総額99百万円と本優先株式に係る払込金額の総額1,000百万円の合計額1,099百万円です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャル・アドバイザー・フィー、弁護士費用、株価算定費用、登録免許税及び司法書士費用等を見込んでおります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当増資により調達する差引手取概算額 1,056 百万円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① ACP 推進に係る設備投資	400 百万円	2021 年 8 月～ 2023 年 12 月
② 借入金の返済資金	656 百万円	2021 年 8 月～ 2022 年 8 月
合計	1,056 百万円	-

(注) 1. 調達した資金については、実際に支出するまでは、りそな銀行の銀行口座（担保設定なし）にて管理いたします。

2. 上記の金額は、本第三者割当増資の全額の払込みがなされた場合を前提としており、当該全額の払込みがなされた場合、本第三者割当増資における普通株式並びに本優先株式に係る各払込金額に応じ、上記①から上記②までの使途に按分して充当することを想定しています。

上記の差引手取概算額 1,056 百万円に関する、より具体的な使途につきましては以下のとおりです。

① ACP の推進に係る設備投資

ACP とは、amana creative platform の略であり、販売管理、案件管理に限らずクライアントと外部パートナーと当社を結ぶ様々な仕組みを持った IT プラットフォームの導入プロジェクト（以下「本プロジェクト」といいます。）です。本プロジェクトにおいて 2021 年 3 月 22 日付で公表いたしました「債務超過の解消に向けた計画策定に関するお知らせ」に記載のある外注原価のコントロール強化、ひいては IT プラットフォームの導入によって、人が注力する部分とシステムによる自動処理を明確に区分し、当社が考える自己実現に向けた働き方を実現するために業務をサポートするものです。本プロジェクトはすでに稼働しており、主に以下の 4 つの目的を達成することを狙いとしており、従来より ACP の構築を進めてまいりましたが、2021 年 8 月以降本第三者割当増資によって調達する資金を ACP の推進に係る設備投資に充当することで、より一層本プロジェクトを推進する予定です。

- i. 組織マネジメントの高度化
- ii. 個々人のパフォーマンス最大化
- iii. 優良パートナーのプール化
- iv. グループガバナンスの強化

本プロジェクトによって、案件処理業務の効率化、当社グループ従業員の育成のための基礎データの取得、外注コストの適正化等を推進し、当社グループ全体での利益創出と向上が図られるものと判断しております。

なお、ACP 推進に係る支出は 2021 年 12 月期に 100 百万円、2022 年 12 月期に 150 百万円、2023 年 12 月期に 150 百万円と見込んでおります。

## ② 借入金の返済

当社グループは、2020 年 12 月期において、営業損失 1,523 百万円、経常損失 1,478 百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失 2,467 百万円を計上した結果、802 百万円の債務超過（2020 年 12 月 31 日時点。2021 年 3 月 31 日時点においては 761 百万円）となっており、かかる状況から、当社においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記が付されている状況にあります。

かかる状況のなかで、シンジケートローンによるリファイナンスを実施し、財務内容を改善させるため、本第三者割当増資により調達した資金のうち 656 百万円をりそな銀行及び日本政策投資銀行以外の金融機関への短期借入金及び長期借入金の返済に充当する予定です。なお、短期借入金及び長期借入金の当初の資金使途は運転資金であります。また、財務制限条項に抵触する借入金（2021 年 3 月時点 352 百万円）については本第三者割当増資と同時に実施される本リファイナンスによって調達した資金の一部を返済に充当する予定であり、これにより財務制限条項への抵触は解消される見込みです。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的には、当社の既存株主の利益向上に繋がるものであると考えており、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### A. 本普通株式

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、普通株式及び優先株式の発行価額及び発行条件の検討にあたっては、本第三者割当増資の割当予定先との間で協議を重ね、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日から遡る 1 か月間（2021 年 5 月 30 日から 2021 年 6 月 29 日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値の平均値の 95%である 583 円（円未満切上）といたしました。

直近 1 か月間の当社普通株式の終値の平均値を採用することといたしましたのは、特定の一時点を基準にするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動などの特殊要因の排除が可能であり、算定根拠として妥当であるとの考えによるものです。また、算定期間を直近 1 か月としたのは、直近 3 か月、直近 6 か月と比較して、

直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。また、5%のディスカウント率は、複数の割当予定先との交渉の過程で、時価に対して一定程度のディスカウントを求められたことを受けて、①当社の債務超過の解消には十分な成長資金を確実に調達する必要性、②本割当予定先への本第三者割当増資の実行と金融機関からのシンジケートローンの実行により、借入金の返済により財務制限条項に抵触している状況が解消されること、③本第三者割当増資が、上場廃止基準（債務超過）に抵触している状況の解消に資するものであると考えられること、及び、④一定程度のディスカウントを行っても、普通株式の発行済株数の規模から考えて既存株主における希薄化がそれほど大きいものではなく、かつ、優先株式については普通株式への転換を制限する内容の投資契約を締結することで希薄化を抑制すること等を総合的に勘案し、本割当予定先との協議の過程で決定されたものです。

なお、かかる発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である2021年6月29日の当社株式の終値611.0円に対しては4.6%のディスカウント、直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値613.3円に対しては4.9%のディスカウント、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値605.8円に対しては3.8%のディスカウント、直前営業日から6か月遡った期間の終値の単純平均値608.5円に対しては4.2%のディスカウントを行った金額となります。

本第三者割当増資の発行価額は、発行決議日の直前営業日から1か月遡った期間の平均値の95%を採用し、そのディスカウント率は5%相当であり、日本証券業協会の定める増資の発行価額に関する自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針」における「原則として、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額又は当該決議の6か月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価額に0.9を乗じた価額以上の価額であること。」という趣旨に鑑みると、本第三者割当増資の新株の発行価額は有利発行にはあたらないものと判断しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本普通株式第三者割当増資による新株発行171,200株は、2020年12月31日時点の当社発行済株式総数5,408,000株に対して、3.2%（2020年12月31日時点の総議決権数49,684個に対する議決権数の割合は3.4%）であります。また、割当予定先は本普通株式第三者割当増資により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを確認しており、本普通株式第三者割当増資による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

今回予定している設備投資の効果及び割当予定先との関係強化は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本普通株式第三者割当増資による株式の希薄化は合理的な範囲であると判断しております。

## B. 本優先株式

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A 種種類株式の価値に影響を与える一定の前提を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案のうえ、下記価値分析結果も参考に、本割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1 株当たり 1,000,000 円と決定いたしました。かかる払込金額については、下記本算定報告書において示された算定結果と近似しており、資本の増強と財務基盤の安定化に必要な資金が本優先株式の発行による第三者割当増資により確保できる見込であること、当社の置かれた事業環境及び財務状況、当社の株価水準、必要となる資金の規模、並びに本優先株式の内容に係る経済的条件に関する本割当予定先との協議状況等を総合的に勘案し、本優先株式の払込金額には合理性があるものと判断しております。

なお、当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社 Stand by C（住所：東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号、代表者：代表取締役社長 松本 久幸）（以下、「Stand by C 社」といいます。）に対して本優先株式の価値分析を依頼したうえで、Stand by C 社より、本優先株式の算定報告書（以下、「本算定報告書」といいます。）を取得しております。Stand by C 社は、本優先株式の発行要項、RKD ファンドとの投資契約の内容及び一定の前提（払込金額に対し年率 9.0% を乗じた額を年 2 回に分け配当すること、本優先株式の転換価額、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権又は割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当初普通株式の株価（2021 年 6 月 29 日に先立つ 1 か月の東京証券取引所における当社株式の終値平均値 613.3 円）、株価変動性（ボラティリティ）（当社の評価基準日以前 10 年間にわたるヒストリカルボラティリティ）29.11%、株借コスト 5.0%、無リスク利子率（2021 年 6 月 29 日時点における日本国債レート（10 年物））0.07% 及び当社の財務状況等）を総合的に考慮し、一般的な価値算定モデルである二項モデルによる評価手法を採用して、2021 年 6 月 29 日を基準日として本優先株式の価値分析を実施しております。

本算定書における本優先株式の価値分析結果

1 株当たり 1,012,779 円～1,045,888 円

当社は、RKD ファンドとの間で、本優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、本優先株式の発行条件を検討いたしました。本優先株式には客観的な市場価額がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ること等を総合的に判断し、本臨時株主総会で、会社法第 199 条第 2 項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式を発行することといたしました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を 1,000 株発行することにより、総額 1,000,000,000 円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、本優先株式の発行数量

は合理的であると判断しております。

また、本優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、本優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

本第三者割当増資により割当予定先に対して本優先株式が割り当てられた場合、本優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、本優先株式について合計 17,152 個の議決権を有する普通株式が交付されることとなり、2020 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である 49,684 個に対する割合は約 34.5%となり、希薄化が 25%以上となり、本優先株式の全部について下限取得価額にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数 34,305 個の普通株式が交付されることになり、2020 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である 49,684 個に対する割合は約 69.0%となります。また、本優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される議決権を有する普通株式の個数及び本普通株式第三者割当増資により発行される議決権を有する普通株式の個数の合計数の、2020 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である 49,684 個に対する割合は約 38.0%となり、希薄化が 25%以上となり、本優先株式の全部について下限取得価額 (291.5 円) にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数 36,017 個の議決権を有する普通株式が交付されることとなり、2020 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である 49,684 個に対する割合は約 72.5%となります。

このように普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、一定程度の当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が当社の財務体質の改善に資するほか、②本優先株式の内容として、転換制限解除事由が発生しない限り、2029 年 3 月 1 日が到来するまでは RKD ファンドが普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避するための方策を講じております。なお、転換制限解除事由は、大要以下のとおりです。

(i)以下の①乃至④に該当し、当該事象が発生した日(同日を含む)から6か月を経た場合

- ① 当社の 2023 年 12 月期以降、各事業年度末日現在の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、本優先株式について、当該事業年度末日を強制償還日として当該時点における本優先株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以下になった場合。
- ② 当社の 2022 年 12 月期以降の各事業年度末日の連結又は単体の損益計算書における営業利益、経常損益及び当期純利益のいずれかが 2 事業年度連続で損失となった場合。
- ③ 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の値かつ前年同期比 75%以上にできなかった場合。なお、初回は 2021 年 12 月期を正の値とでき

なかった場合とする。

④ 2022年12月期以降、各年度の決算期における連結の損益計算書に示されるキャッシュフローの金額が、当該年度における長期借入金の元本弁済額未満（本契約の期限前弁済額及び期日一括返済のうち当該期日において新たな借入を行った金額を除く。）となった場合。なお、ここでいうキャッシュフローの金額とは、経常損益と各種償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

(ii) 当社において各事業年度末日を基準日とする金銭による剰余金の配当が、2事業年度を通じて一度も行われなかったこと。

(iii) 本優先株式に係る払込期日において、本投資契約における前提条件が成就していなかったことが発覚したこと（但し、成就しない前提条件をRKDファンドが全て書面により放棄した場合は除く。）。

(iv) 当社が、本投資契約のいずれかの条項に違反（本投資契約上の表明及び保証違反を含む。）したこと。

このような観点から、当社としては、本優先株式第三者割当増資により生じうる希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### A. 本普通株式

#### (1) 割当予定先の概要

##### ① 寺田倉庫株式会社

(1) 名 称	寺田倉庫株式会社
(2) 所 在 地	東京都品川区東品川二丁目6番10号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 寺田 航平
(4) 事業内容	保存保管業及びその関連事業
(5) 資 本 金	100,000千円(2021年6月30日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1950年10月26日
(7) 発行済株式数	2,045,432株(2021年6月30日現在)
(8) 決 算 期	3月
(9) 従 業 員 数	111名(2021年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	エクイニクス・ジャパン株式会社、当社
(11) 主 要 取 引 銀 行	三菱UFJ銀行、みずほ銀行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	ティー・エス・ケー：59.1% 寺田航平：17.1%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。

人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当該会社と、当社の間では本社ビルの賃貸のほか空間プロデュースの分野での業務受託があります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
純 資 産	11,461	10,283	9,393
総 資 産	30,945	30,064	29,329
当 期 純 利 益	△1,715	△1,119	△853

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 財務情報については割当予定先都合により一部非開示としております。
2. 寺田倉庫社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。寺田倉庫社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び寺田倉庫社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

## ② コクヨ株式会社

「I. 本資本業務提携について」「3. 本資本業務提携の相手先の概要」をご参照ください。

- (注) 割当予定先であるコクヨ社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出した2021年3月30日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、『市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害する反社会的な勢力・団体の活動に対しては、毅然とした態度で対応する。』ことを基本方針としています。この方針は、法令、規則を遵守し、社会倫理に従って企業活動をおこなうための『コクヨグループ行動基準』に明記しており、ハンドブックを全員に配布し、周知しています。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、ヒューマン&カルチャー本部総務部を対応総括部署とし、警察等関連機関等とも連携し対応します。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、コクヨ社が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

③ 株式会社 VERSION THREE

(1) 名 称	株式会社 VERSION THREE			
(2) 所 在 地	東京都港区三田一丁目1番15号 三田ソネットビル6F			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 五嶋 晋			
(4) 事業内容	インターネットに関する総合コンサルティング業務など			
(5) 資本金	100万円(2021年5月31日現在)			
(6) 設立年月日	2011年2月2日			
(7) 発行済株式数	100株(2021年5月31日現在)			
(8) 決算期	5月			
(9) 従業員数	5名(2021年5月31日現在)			
(10) 主要取引先	当社、パロニム株式会社、凸版印刷株式会社			
(11) 主要取引銀行	PayPay銀行、みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	五嶋 晋：100%			
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	該当事項はありません。			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	当該会社との間に、WEBサイト制作におけるディレクション業務およびフロントエンド業務の取引があります。			
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
純資産		3	7	17
総資産		14	20	41
1株当たり純資産(円)		26,903	68,575	170,757
売上高		69	101	132
営業利益		4	5	14
経常利益		4	5	14
当期純利益		3	4	10

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) VERSION THREE社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。VERSION THREE社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及びVERSION THREE社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

④ 株式会社アズレイ

(1)	名 称	株式会社アズレイ
(2)	所 在 地	東京都港区海岸三丁目5番10号 第一東運ビル6F
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 徹
(4)	事 業 内 容	写真制作、デジタル画像制作、映像制作、撮影プロデュース業務等
(5)	資 本 金	1,000万円(2021年6月30日現在)
(6)	設 立 年 月 日	2010年10月1日
(7)	発 行 済 株 式 数	200株(2021年6月30日現在)
(8)	決 算 期	9月
(9)	従 業 員 数	30名(2021年6月14日現在)
(10)	主 要 取 引 先	当社、株式会社フロンテッジ、株式会社博報堂プロダクツ
(11)	主 要 取 引 銀 行	りそな銀行
(12)	大 株 主 及 び 持 株 比 率	当社：10%
(13)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	当社は、当該会社の発行済株式の10%を保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当該会社との間で、写真制作、デジタル画像制作、映像制作、撮影プロデュース等の取引があります。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
純 資 産	102	100	95
総 資 産	138	131	116
1株当たり純資産 (円)	509,831	498,121	472,513
売 上 高	305	319	262
営 業 利 益	9	2	7
経 常 利 益	9	2	5
当 期 純 利 益	9	2	5

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) アズレイ社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。アズレイ社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及びアズレイ社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

⑤ 廣松伸子氏

(1) 氏 名	廣松 伸子
(2) 住 所	東京都新宿区
(3) 職 業	株式会社トレンディ 代表取締役
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該個人が代表取締役を務める株式会社トレンディの間には、当社の業務システムの開発・運用を委託した実績があります。その他当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社並びにその子会社を含みます。）の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 廣松伸子氏について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。廣松伸子氏が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等

の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び廣松伸子氏が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

⑥ 中西宗義氏

(1) 氏名	中西 宗義
(2) 住所	東京都文京区
(3) 職業	株式会社ロウプ 代表取締役
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該個人が代表を務める株式会社ロウプとの間には、デジタルマーケティングを中心とした戦略の立案・運用、WEB 企画制作、アプリ開発といった面で取引があります。その他当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社並びにその子会社を含みます。）の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 中西宗義氏について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。中西宗義氏が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び中西宗義氏が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

⑦ 株式会社 Ace

(1) 名称	株式会社 Ace
(2) 所在地	東京都世田谷区用賀 3-15-18-1-D
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 梅野裕介
(4) 事業内容	ヘアメイク/スタイリストのマネージメント、モデルキャスティング。その他外部キャスティング等
(5) 資本金	1,000 万円 (2021 年 6 月 17 日現在)
(6) 設立年月日	2006 年 8 月
(7) 発行済株式数	1,000 株 (2021 年 6 月 17 日現在)
(8) 決算期	8 月
(9) 従業員数	8 名 (2021 年 6 月 17 日現在)
(10) 主要取引先	当社
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行

(12)	大株主及び 持株比率	梅野裕介：100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当該会社との間で、コンテンツ制作におけるヘアメイク・スタイリストの派遣等の取引があります。		
	関連当事者への 該当状況	当該会社は、当該会社との関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当該会社との関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期
	純資産	31	31	32
	総資産	67	67	74
	1株当たり純資産 (円)	67,435	67,093	73,741
	売上高	155	152	151
	営業利益	3	1	△4
	経常利益	4	1	1
	当期純利益	4	1	1

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) Ace社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。Ace社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及びAce社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

### ① 寺田倉庫株式会社

割当予定先である寺田倉庫社は、ワイン、アート、映像フィルムなど、各商材に適した環境による保存保管事業を運営する一方で、ミュージアム、ギャラリーカフェ、イベントスペース、水上ホテルの運営、天王洲エリアの開発など、倉庫業の枠組を超えた多角的な事業を展開しております。また寺田倉庫社は、当社オフィスの貸主であると共に、アートの普及に

資する共同事業に取り組んでいることから、当社は、同社を、当社の重要なビジネスパートナーとして位置付けております。今後、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで、寺田倉庫社との強固なパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、当社は、同社との間でのトップ面談を開催して当社への投資を提案し、その後、実務に携わる従業員も交えて交渉を重ね、同社を割当予定先に選定いたしました。

#### ② 株式会社コクヨ

割当予定先であるコクヨ社は、文房具やオフィス家具、事務機器を製造・販売する事業を展開しております。コクヨ社と当社は、従来より撮影プロデュースや空間プロデュースの分野での業務受託といった面で取引があり、当社は、同社を、重要なビジネスパートナーとして位置付けております。今後、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで、コクヨ社との強固なパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、当社は、同社との間でのトップ面談を開催して当社への投資を提案し、その後、実務に携わる従業員も交えて交渉を重ね、同社を割当予定先に選定いたしました。

#### ③ 株式会社 VERSION THREE

割当予定先である VERSION THREE 社は、WEB サイト制作、WEB システム開発、基幹システム開発事業を展開しております。VERSION THREE 社と当社は、従来より主に WEB サイト制作におけるディレクション業務およびフロントエンド業務といった面で取引があり、当社は、同社を、重要なビジネスパートナーとして位置付けております。今後、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで、VERSION THREE 社との強固なパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、当社は、同社との間でのトップ面談を開催して当社への投資を提案し、その後、実務に携わる従業員も交えて交渉を重ね、同社を割当予定先に選定いたしました。

#### ④ 株式会社アズレイ

割当予定先であるアズレイ社は、写真制作、デジタル画像制作、映像制作、撮影プロデュース事業を展開しております。アズレイ社と当社は、従来より写真制作、デジタル画像制作、映像制作、撮影プロデュースといった面で取引があり、当社は、同社を、重要なビジネスパートナーとして位置付けております。今後、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで、アズレイ社との強固なパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、当社は、同社との間でのトップ面談を開催して当社への投資を提案し、その後、実務に携わる従業員も交えて交渉を重ね、同社を割当予定先に選定いたしました。

#### ⑤ 廣松伸子氏

割当予定先である廣松伸子氏は、株式会社トレンドィの代表取締役です。株式会社トレン

ディは、ソフトウェア開発、ハードウェア開発事業を展開しております。当社は、株式会社トレンディに、従来より当社の業務システムの開発・運用を委託しており、当社は、同社を、重要なビジネスパートナーとして位置付けております。今後、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで、株式会社トレンディとの強固なパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、当社は、同社との間でのトップ面談を開催して当社への投資を提案し、同社代表取締役を割当予定先に選定いたしました。

#### ⑥ 中西宗義氏

割当予定先である中西宗義氏は、株式会社ロウブの代表取締役です。株式会社ロウブは、広告企画・事業及びメディア運営・開発事業を展開しております。ロウブ社と当社は、従来より主にデジタルマーケティングを中心とした戦略の立案・運用、WEB企画制作、アプリ開発といった面で取引があり、当社は、同社を、重要なビジネスパートナーとして位置付けております。今後、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで、ロウブ社との強固なパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、当社は、同社との間でのトップ面談を開催して当社への投資を提案し、同社代表取締役を割当予定先に選定いたしました。

#### ⑦ 株式会社 Ace

割当予定先である Ace 社は、ヘアメイク/スタイリスト/フォトグラファー/モデルキャスティング事業を展開しております。Ace 社と当社は、従来より主にコンテンツ制作におけるヘアメイク・スタイリストの派遣といった面で取引があり、当社は、同社を、重要なビジネスパートナーとして位置付けております。今後、当社の事業拡大及び競争力の強化を図るうえで、Ace 社との強固なパートナーシップが大きな推進力になるとの判断のもと、当社は、同社との間でのトップ面談を開催して当社への投資を提案し、その後、実務に携わる従業員も交えて交渉を重ね、同社を割当予定先に選定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、寺田倉庫社、コクヨ社、VERSION THREE 社、アズレイ社、廣松伸子氏、中西宗義氏及び Ace 社から、それぞれ本普通株式第三者割当増資により取得する株式について、一層の関係強化の目的に鑑み、当社株式を中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が割当後 2 年以内に本普通株式第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 寺田倉庫株式会社

当社は、寺田倉庫社について、同社の第 87 期事業年度計算書類（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

② 株式会社コクヨ

当社は、コクヨ社について、同社が 2021 年 5 月 11 日に関東財務局長に提出した第 75 期第 1 四半期（2021 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書に記載の資産合計、資本合計並びに現金及び現金同等物等の状況の記載を確認するなどして、コクヨ社が本普通株式第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

③ 株式会社 VERSION THREE

当社は、VERSION THREE 社について、同社の第 10 期事業年度計算書類（自 2019 年 6 月 1 日 至 2020 年 5 月 30 日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

④ 株式会社アズレイ

当社は、アズレイ社について、同社の第 10 期事業年度計算書類（自 2019 年 10 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

⑤ 廣松伸子氏

当社は、廣松伸子氏について、同氏の保有する預金口座の残高確認状の開示を受け、2021 年 6 月 21 日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本普通株式第三者割当増資に係る同人による払込金額を上回る金額であること、払込金額を超える自己資金を有している旨を確認しております。これにより、当社は、廣松伸子氏が本普通株式第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

⑥ 中西宗義氏

当社は、中西宗義氏について、同氏の保有する預金口座の残高照会の写しを取得し、2021

年6月11日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本普通株式第三者割当増資に係る同人による払込金額を上回る金額であること、払込金額を超える自己資金を有している旨を確認しております。これにより、当社は、中西宗義氏が本普通株式第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

⑦ 株式会社 Ace

当社は、Ace社について、同社の第14期事業年度計算書類（自2019年8月1日至2020年7月31日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

B. 本優先株式

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業のお客さまに対し、資本性資金の提供を行うのと同時に産業の維持・発展に貢献する	
(5) 組成日	2020年9月30日	
(6) 出資の総額	100億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. 株式会社りそな銀行 代表取締役 岩永 省一 大阪府中央区備後町二丁目2番1号 2. 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 渡辺 一 東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	りそなキャピタル株式会社
	所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊池 英勝
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式、社債等への投資に関する業務</li> <li>・ 株式公開に向けてのコンサルティング及び営業支援業務</li> <li>・ 投資事業組合の運営管理業務</li> </ul>

	主たる出資者及びその出資比率	株式会社りそなホールディングス 100%
	資本金	504,950万円
	名称	DBJ 地域投資株式会社
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 本野 雅彦
	事業内容	・投資事業有限責任組合への出資及び組成・運営に関する業務 ・株式、社債又は持分等に対する投資業務等
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社日本政策投資銀行 100%
資本金	700万円	
(9) 当社と当該ファンド及び業務執行組合員との間の関係	資関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	RKD ファンドの出資者である株式会社りそな銀行と株式会社日本政策投資銀行との間で、融資取引（株式会社りそな銀行に対して2020年12月末時点2,780百万円、株式会社日本政策投資銀行に対して2020年12月末時点690百万円）があります。

(注) 1. 割当予定先の業務執行組合員であるりそなキャピタル株式会社は、株式会社りそなホールディングスの完全子会社であるところ、株式会社りそなホールディングスは、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、『1. 反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。2. 反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する』ということを基本的な考え方としております。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しています。当社は、当該内容を確認し、株式会社りそなホールディングスの完全子会社であるりそなキャピタル株式会

社が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

また、割当予定先の業務執行組合員である DBJ 地域投資株式会社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社であるところ、当社は、株式会社日本政策投資銀行が 2020 年 6 月 26 日付で関東財務局長宛てに提出している有価証券報告書により、同社が、「内部統制基本方針」を策定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備していること、及び同社の株主が財務大臣のみであることを確認しております。また、同社及び同社グループは、国内外の上場会社が発行会社となる優先株式の引受けの実例を多数有しております。これらにより、当社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社である DBJ 地域投資株式会社が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

当社は、以上のとおり、割当予定先の全ての業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断するとともに、割当予定先と直接、面談及びヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2. 割当予定先である RKD ファンドの主たる出資者の出資比率については、主たる出資者からの開示の同意が得られていないため記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、RKD ファンドの主たる出資者の出資比率について開示した場合、その出資割合から、資金需要者の間において、主たる出資者である銀行間のいずれが主体的に意思決定を行うかなどについて推測されることが想定され、当該出資者に事業上の影響が生じるためであると聞いており、このような点から、RKD ファンドの主たる出資者の出資比率は、極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、債務超過の解消、財務体質の改善のための資金調達が必要が生じており、そのための機動的かつ確実な資金調達方法について、当社のメインバンクであるりそな銀行を含む各取引金融機関との間で複数の選択肢を検討してまいりました。そのようななかで、りそな銀行が有限責任組合員として出資している、RKD ファンドより、本優先株式を発行する方法による資金調達に関する提案を受けました。かかる提案を当社内にて協議・検討した結果、仮に普通株式を発行する方法による場合、大規模な希薄化が生じ、当社の既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念され、かつ当社が今後各種施策を打ち出していくにあたり、新型コロナウイルスの影響を受けた企業に対する資本性資金を提供する RKD ファンドからの助言を得ることが、当社の企業価値増大の観点から望ましいと考えたことから、本優先株式を発行する方法による資金調達が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、既存株主への影響をできるだけ抑えたいうえで追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断

いたしました。

上記のとおり、当社は、本優先株式を発行する方法による資金調達について検討し、RKD ファンドと協議した結果、当該方法による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、RKD ファンドが当該方法による投資実績を有していること等を理由として、最終的に割当予定先として RKD ファンドを選定いたしました。

なお、当社は、割当予定先である RKD ファンドとの間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

#### ①事前承諾条項

当社は、本投資契約締結日以降、割当予定先が本優先株式若しくは当社の普通株式又は金銭を対価とする取得請求権の行使若しくは金銭を対価とする取得条項に基づく本優先株式の取得の取得条項に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間中、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が以下の各号に該当する行為を行う場合には、割当予定先の事前の書面による承諾を得なければならない。但し、割当予定先は当該承諾を不合理に留保しない。

- (1) 会社法又は定款上、当社の株主総会における特別決議が必要とされている事項（但し、以下の各号に掲げる事項については当該各号に定めるところに従う。）。
- (2) 本投資契約締結日現在、自らが行っている事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、子会社若しくは関連会社に係る株式の取得若しくは売却（子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。）、又は重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄。
- (3) 定款の変更（但し、本定款変更その他の本投資契約において企図されている変更及び法令等の改正に伴う形式的な変更を除く。）。
- (4) 取締役会規程又は株式取扱規程の重要な変更。
- (5) 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、組織変更、株式交付その他の組織再編行為に関する一切の行為。
- (6) 解散。
- (7) 倒産手続開始の申出又は申立て。
- (8) 割当予定先以外の第三者に対する募集株式、募集新株予約権若しくは募集新株予約権付社債の発行又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の付与。
- (9) 株式の分割、株式の併合又は株式無償割当て。
- (10) 自己株式若しくは自己新株予約権の取得、処分又は消却（取得条項付株式の取得を含む。但し、本優先株式の取得条項若しくは取得請求権の行使に基づく本優先株式の取得を除く。）。
- (11) 新株予約権の内容の変更又はその目的である株式数若しくは行使価額の調整。
- (12) 単元株式数の変更。

- (13) 当社の普通株式を保有する株主に対する剰余金の配当。
- (14) 資本金又は準備金の額の減少（但し、本投資契約に定める場合を除く。）。
- (15) 会社法第 450 条に定める剰余金の減少を伴う資本金の額の増加。
- (16) 会社法第 451 条に定める剰余金の減少を伴う準備金の額の増加。
- (17) 代表取締役の変更。
- (18) 1 事業年度における連結での累計が、各事業年度に応じてそれぞれ一定の金額を超えることとなる設備等投資実施額（事前に発行会社が設備等投資実施額より除外することを当社に対して要請し、当社が承諾した場合には当該金額を除外する）の支出。
- (19) 発行会社の各事業年度末日における連結の有利子負債残高が前事業年度末日における有利子負債残高を超える見込みとなる借入れ又は社債の発行。
- (20) 有利子負債に係る期限前弁済（ただし、本シンジケートローン契約に定めた期限前弁済を除く。）
- (21) 第三者への新たな貸付（但し、既存貸付金の更新及びキャッシュマネジメントシステムの枠内で実施する貸付けをのぞく）又は出資。
- (22) 債務保証又は第三者からの債務引受けによる債務負担行為。
- (23) 新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引（但し、実需に基づくもので、かつ、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第 10 号）におけるヘッジ会計の要件に該当するものを除く。）。
- (24) 当社又は第三者（当社の子会社及び関連会社を含む。）の負担する債務に対し、当社又はその子会社若しくは関連会社の保有する資産について担保提供を行う場合（但し、担保権の設定された資産を新たに取得する場合（合併、会社分割又は事業譲渡に伴い既に担保権が設定された資産を取得する場合を含む。）、及び資産取得を目的とする借入金（その借換えに係る借入金を含む。）につき当該取得資産を提供する場合を除く。）。
- (25) 事業計画の策定及び重要な変更
- (26) 関連する契約の変更。
- (27) 割当予定先以外の当社の株主との間の当社の株式に係る合意の締結。
- (28) 本優先株式の経済的価値又は当社の支払能力に悪影響を及ぼし得る行為。

## ②遵守事項

当社は、以下の事項等を、割当予定先に誓約しております。

- (1) 割当予定先及び／又はその指定する者に対し、当社並びにその子会社及び関連会社の通常の営業時間内において、当社並びにその子会社及び関連会社の通常の業務の妨げにならない範囲で、当社並びにその子会社及び関連会社の会計帳簿その他割当予定先が合理的に必要なと認める書類及び財産の閲覧（必要な範囲での謄写を含む。）並びに当社並びにその子会社及び関連会社の本店、支店、営業所その他割当予定先が合理的に必要なと認める施設への立入りをを行う合理的な機会を与える。

- (2) 当社並びにその子会社及び関連会社間（当社以外の会社間を含む。）において、独立当事者間の取引における条件を著しく逸脱した条件での取引を行わない。
- (3) 割当予定先による、当社並びにその子会社及び関連会社の提出した書類の内容に関する質問に対し、誠実かつ遅滞なく回答する。
- (4) 割当予定先が当社並びにその子会社及び関連会社の監査（財務監査、会計監査又は法務監査を含むがこれに限られない。）が必要であると認めてこれを請求する場合には、当社は、割当予定先又はその権限を有する代理人による監査に最大限協力し、当社の子会社及び関連会社をして、最大限協力させる。
- (5) 当社又はその子会社若しくは関連会社が、借入債務（第三者の借入債務に対する保証債務を含む。）を負担する金融機関に対して、(i)何らかの通知又は報告を行う場合において、割当予定先による合理的な求めがあったときは、当社は割当予定先に対して、遅滞なく当該通知又は報告内容を通知するものとし、かつ、(ii)何らかの資料を送付する場合、当社は割当予定先に対して、遅滞なく当該送付資料を送付するものとし、また、(iii)当該金融機関に対して承諾依頼を行い、当該金融機関から回答を受領した場合、当社は割当予定先に対して、遅滞なく当該回答内容を報告するものとする。但し、割当予定先の権利に重大な影響を及ぼす可能性がないものは、この限りではない。

### ③金銭を対価とする取得請求権の行使制限

割当予定先は、2021年8月31日又は当社と割当予定先が別途合意するその他の日（同日を含む。）から2028年8月31日（同日を含む。）までの間は、金銭を対価とする本優先株式の取得請求を行うことはできないものとする。但し、2028年8月31日以前であっても、下記に該当する事由が発生した場合（割当予定先が、当該事由の発生について書面による承諾をした場合を除く。）はこの限りではない。

- (1) 下記(i)乃至(iv)に該当する場合。
  - (i) 当社の2023年12月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日をA種強制償還日として当該時点における本優先株式の全部についてA種強制償還をしたと仮定した場合のA種強制償還額の合計額以下になった場合。
  - (ii) 当社の2022年12月末日及びそれ以降の各事業年度末日の単体又は連結の損益計算書における営業利益、経常損益又は当期純利益のいずれかが2事業年度連続で赤字となった場合。
  - (iii) 当社の2021年12月末日の連結の貸借対照表における純資産の金額が負の値になった場合。当社の2022年12月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の貸借対照表における純資産の金額が負の値になった場合又は前事業年度末日の純資産の金額の75%を下回った場合。
  - (iv) 当社の2022年12月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の損益計算書におけ

るキャッシュフローの金額（経常損益と各種償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。）が、当該事業年度における長期借入金の元本弁済額（本シジケートローン契約の期限前弁済額及び期日一括返済のうち当該期日において新たな借入れを行った金額を除く。）を下回った場合。

- (2) 2021年8月31日又は当社と割当予定先が別途合意するその他の日において本投資契約の前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除く。）。
- (3) 当社が、本投資契約又は関連する契約の条項に違反（本投資契約上又は関連する契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合。

#### ④普通株式を対価とする取得請求権の行使制限

割当予定先は、当社の承認を得た場合に限り、普通株式を対価とする本優先株式の取得請求を行うことができるものとする。但し、次に定める各号に該当する事由が発生した場合はこの限りでない。

- (1) 本投資契約に基づき金銭を対価とする本優先株式の取得請求を行うことができることとなった日（同日を含む。）から起算して6か月を経た場合。
- (2) 2029年2月28日（同日を含む。）を経過した場合。
- (3) 当社において各事業年度末日を基準日とする金銭による剰余金の配当が、2事業年度を通じて一度も行われなかった場合。
- (4) 2021年8月31日又は当社と割当予定先が別途合意するその他の日において本投資契約の前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除く。）。
- (5) 当社が、本投資契約又は関連する契約のいずれかの条項に違反（本投資契約上又は関連する契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合。

#### ⑤譲渡制限

本優先株式には譲渡制限が付されております。

#### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、RKDファンドから、原則として、本優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、当社は、RKDファンドから、RKDファンドが割当後2年以内に本優先株式第三者割当増資により発行される本優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込みに要する資金を既に保有している旨の報告を得ております。さらに割当予定先の出資者の有価証券報告書により、本優先株式の払込みのために十分な現金及び現金同等物を保有していることを確認するなどし、また、割当予定先が、割当予定先の出資者に対し、割当予定先の出資者と割当予定先との間の投資事業有限責任組合契約に基づき、当該払込みに充てるための出資を請求できることを口頭で確認することなどにより、払込期日においても割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 本第三者割当増資後の大株主及び持株比率

① 普通株式

本第三者割当増資前 (2020年12月31日現在)		本第三者割当増資後	
進藤博信	20.02%	進藤博信	18.90%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	11.32%	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	10.69%
株式会社堀内カラー	5.82%	株式会社堀内カラー	5.50%
株式会社三菱UFJ銀行	2.01%	永山輪美	2.39%
萬匠憲次	1.02%	株式会社三菱UFJ銀行	1.89%
アマナ社員持株会	0.63%	寺田倉庫株式会社	1.36%
株式会社三井住友銀行	0.61%	萬匠憲次	0.96%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任 代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	0.52%	コクヨ株式会社	0.65%
児玉秀明	0.46%	アマナ社員持株会	0.60%
中島敏夫	0.43%	株式会社三井住友銀行	0.58%

(注) 1. 2021年5月24日付で公表いたしました「当社連結子会社の会社分割(新設分割)、株式交換による分割会社の完全子会社化及び分割会社の商号の変更に関するお知らせ」のとおり、当社は2021年6月30日付で永山輪美氏に自己株式を割り当てております。なお、2021年6月30日現在、当社は自己株式を312,267株所有しております。

2. 募集前及び募集後の大株主及び持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てております。

② 本優先株式

本優先株式の第三者割当前	本優先株式の第三者割当後	
該当なし	RKD エンカレッジファンド投資 事業有限責任組合	100%

## 8. 今後の見通し

本第三者割当増資が、当社の2021年12月期連結業績に与える影響は軽微な見込みです。なお、2021年12月期末において当社の債務超過は解消される見込みです。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本普通株式第三者割当増資は、本優先株式第三者割当増資と合わせると希薄化率は25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そのため、本優先株式第三者割当増資は株主総会による決議、本普通株式第三者割当増資については当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の社外取締役である飛松純一氏を選定し、本普通株式第三者割当増資の必要性及び相当性に関する客観的な意見を諮問し、2021年6月29日付で、概要以下のとおりの意見をいただきました。

### 第1 意見

本普通株式第三者割当増資には必要性及び相当性が認められる。

### 第2 意見の検討過程

#### (1) 本普通株式第三者割当増資の必要性

当職が貴社から受けた説明及び開示を受けた資料によれば、貴社は、貴社の事業内容、事業環境、経営課題及び改善施策について、以下のとおり考えている。

##### ① 貴社の事業内容

貴社及び貴社の関係会社は、貴社、貴社の連結子会社（㈱アマナイメーجز、㈱アマナフォトグラフィ、㈱イエローコーナージャパン、㈱ニーズプラス、㈱料理通信社、amanacliq Asia Limited、amanacliq Shanghai Limited、amanacliq Singapore Pte. Ltd. の8社）、貴社の持分法適用会社（㈱アマナエーエヌジー、㈱アマナティーアイジー、㈱アートルイエゾン、㈱アン、㈱プレミアムジャパン、㈱ミサイル・カンパニー、㈱Ca Design、㈱XICO、AMANA JKG の9社）により構成されており（以下個別に又は総称して「貴社グループ」という。）、貴社グループは、広告業界のみならず広く一般企業に向けて、静止画・CG・動画などのビジュアルの企画制作及び TVCM・ウェブサイト・スマートデバイス向けアプリケーションなどのコンテンツの企画制作を行うビジュアルコミュニケーション事業を展開している。

##### ② 事業環境

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナ

ウイルス感染症の再拡大と緊急事態宣言の再発令等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移している。貴社グループが事業を展開するビジュアルコミュニケーションマーケットにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動や企業収益の変動の影響を少なからず受けており、新商品発売の遅延や中止、イベント等のプロモーション活動の制限など、企業の広告宣伝費・販売促進費の削減による影響のみならず、貴社グループの営業及び制作活動においても一部制限を受けるなど、厳しい経営環境が続いている。

### ③ 経営課題

#### ア 債務超過の解消及び財務制限条項の抵触の解消

上述の環境のもと、貴社グループは、2020年12月期において、売上高が著しく減少し、営業損失1,523百万円、経常損失1,478百万円を計上し、それを受けた翌期以降の回復を企図した特別損失の計上、不適切会計事案に関する調査に係る費用の特別損失の計上も重なり、親会社株主に帰属する当期純損失2,467百万円を計上した結果、802百万円の債務超過（2020年12月31日時点。2021年3月31日時点においては761百万円）となっている。かかる状況から、貴社においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記が付されている。さらに、貴社において、一部の長期借入金については財務制限条項に抵触し、全額返済が必要となる見通しとなっている。

かかる状況を踏まえ、貴社は、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することにより、債務超過を解消し、財務制限条項への抵触を解消することが喫緊の経営課題であると認識している。

#### イ 費用の適正化

上述の環境のもと、貴社グループの売上高は、2020年12月期において、17,268百万円と、対前年比25.02%減の状況であるにもかかわらず、貴社グループにおける販売費及び一般管理費は8,731百万円と対前年比7.92%減にとどまっており、結果として、貴社グループは、1,523百万円の営業損失を計上している状況にある。このように、貴社グループ売上高が減少する中において、貴社は、費用の適正化による利益創出を行うことが喫緊の経営課題であると認識している。

### ④ 経営課題対処の具体的施策

#### ア 債務超過の解消及び財務制限条項への抵触の解消

貴社は、債務超過の解消及び財務制限条項への抵触の解消という経営課題対処の具体的施策として、合理的な資金計画・事業計画を策定し、取引金融機関等と協議を行い、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することにより、債務超過を解消

することを予定している。また、本普通株式第三者割当増資と同時に実施されるシンジケートローンによる資金調達を行い、財務制限条項に抵触する一部借入金の返済を行うことを予定している。

#### イ 費用の適正化

貴社は、費用の適正化という経営課題対処のため、amana creative platform（以下「ACP」という。）という、販売管理・案件管理に限らずクライアントと外部パートナーと貴社を結ぶ様々な仕組みを持った IT プラットフォームを導入し、人が注力する部分とシステムによる自動処理を区分し、外注原価のコントロール強化及び適正化、案件処理業務の効率化を図ろうとしている。

### ⑤ 資金使途

#### ア 概要

本普通株式第三者割当増資を含む本第三者割当増資により貴社が調達する資金合計 1,099,809,600 円（差引手取概算額の合計 1,056,609,600 円）の具体的な使途は、以下のとおりである。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① ACP 推進に係る設備投資	400 百万円	2021 年 8 月～ 2023 年 12 月
② 借入金の返済資金	656 百万円	2021 年 8 月～ 2022 年 8 月
合計	1,056 百万円	-

#### イ 具体的使途

##### （ア） ACP 推進に係る設備投資

貴社は、費用の適正化という経営課題対処のため、ACP という、販売管理・案件管理に限らずクライアントと外部パートナーと貴社を結ぶ様々な仕組みを持った IT プラットフォームを導入し、外注原価のコントロール強化及び適正化、案件処理業務の効率化を図る予定である。

そして、ACP を推進するための設備投資として、2021 年 12 月期に 100 百万円、2022 年 12 月期に 150 百万円、2023 年 12 月期に 150 百万円の支出を見込んでおり、本第三者割当増資により調達した資金のうち、400 百万円を、ACP 推進に係る設備投資に充当する予定である。

##### （イ） 借入金の返済資金

2020 年 12 月末における、貴社の有利子負債に係る金額は 8,213 百万円となっており、シンジケートローンによるリファイナンスを実施し、財務内容を改善させるため、

本第三者割当増資により調達した資金のうち 656 百万円を、りそな銀行及び日本政策投資銀行以外の金融機関への短期借入金及び長期借入金の返済に充当する予定である。

## ⑥ 検討

### ア 経営課題

#### (ア) 債務超過の解消及び財務制限条項の抵触の解消

貴社グループは、上述のとおり、債務超過（2020年12月31日時点において純資産合計△802百万円、2021年3月31日時点において純資産合計△761百万円）となったことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記が付されており、債務超過の状態が継続することは、信用毀損を増幅させ、貴社グループの今後の事業継続に重大な悪影響を与えることが容易に予想されることから、債務超過の解消は迅速に対処すべき重要な経営課題であるといえる。

また、貴社においては、一部の借入金に対する財務制限条項に抵触しており、その解消も急務であり、重要な経営課題であるといえることができる。

#### (イ) 費用の適正化

貴社グループは、上述のとおり、売上高が、対前年比 25.02%減と著しく減少する中、販売費及び一般管理費は、対前年比 7.92%減にとどまっており、結果として、貴社グループは、1,523百万円の営業損失を計上している状況にある。新型コロナウイルス感染症拡大に係る今後の見通しは不透明であり、貴社グループの売上高についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、見通しがつきづらい状況にあることから、貴社グループにおいては、費用の適正化による利益創出を早急に行う必要があり、これは貴社が対処すべき重要な経営課題である。

### イ 経営課題対処の具体的施策

#### (ア) 債務超過の解消及び財務制限条項の抵触の解消

貴社は、債務超過の解消及び財務制限条項の抵触の解消という経営課題対処の具体的施策として、合理的な資金計画・事業計画を策定し、取引金融機関等と協議を行い、十分な資金調達を適切な時期・方法により実行することにより、債務超過を解消することを予定し、本普通株式第三者割当増資と同時に実施されるシンジケートローンによる資金調達を行い、財務制限条項に抵触する一部借入金の返済を行うことを予定しているが、貴社グループの売上高が減少している状況の中、余剰キャッシュ・フローにより債務超過を解消することは現実的ではない。したがって、債務超過の解消及び財務制限条項の抵触の解消を図るために上述の施策を採用することは、合理的であるといえることができる。

#### (イ) 費用の適正化

貴社は、費用の適正化という経営課題対処のため、ACP という、販売管理・案件管理に

限らずクライアントと外部パートナーと貴社を結ぶ様々な仕組みを持った IT プラットフォームを導入し、人が注力する部分とシステムによる自動処理を区分し、外注原価のコントロール強化及び適正化、案件処理業務の効率化を図ろうとしている。上述のとおり、貴社グループの費用適正化に係る要請は高く、ACP 推進により、貴社グループ販売費及び一般管理費のうち 9.68%を占める業務委託費の削減に寄与し、さらに、案件処理業務の効率化を行うことによって、貴社グループ販売費及び一般管理費のうち 47.66%を占める人件費にも作用することが合理的に期待される。したがって、上述の施策を採用することも合理的であるといえることができる。

#### ウ 資金使途の合理性

上述のとおり、本普通株式第三者割当増資を含む本第三者割当増資により貴社が調達する資金の具体的な使途は、①ACP 推進に係る設備投資及び②借入金の返済を予定しているとのことである。この点、有利子負債削減のための借入金の返済資金は、上述の「債務超過の解消及び財務制限条項の抵触の解消」に対応するものであり、ACP 推進に係る設備投資は、上述の「費用の適正化」に対応するものである。

以上を踏まえれば、貴社における経営課題に取り組むための改善施策として、債務超過の解消及び財務制限条項の抵触の解消並びに費用の適正化に係る具体的な措置を講じることが合理的であり、当該措置を講じるにあたり必要となる資金需要への対応を目的とする本普通株式第三者割当増資については、客観的かつ合理的な必要性が認められる。

#### (2) 本普通株式第三者割当増資の相当性

##### ① 資金調達方法の相当性

本普通株式第三者割当増資は、貴社が、第三者割当の方法により貴社の普通株式を発行することによって資金を調達するものであるところ、既に割当予定先を確保していることからすれば、貴社において必要とする資金を即時かつ確実に調達することが可能である。

また、本第三者割当増資により、潜在的な株式の希薄化率が 25%を越えることが想定されるが、この点については、後述のとおり、本普通株式第三者割当増資を含む本第三者割当増資の必要性並びに本第三者割当増資が貴社の中長期的な成長を実現できる事業基盤及び財務基盤の確立に資するものであり、中長期的な貴社の企業価値及び株主価値の向上に寄与し得ること等との総合的な比較考量によれば、本普通株式第三者割当増資の相当性を否定するまでの事情とは認められない。

なお、比較のために他の資金調達方法について検討すると、以下のとおりである。

#### ア 公募増資

公募増資においては、時価総額等に鑑みて調達金額に限界があり、貴社の財務状況に鑑みると現実性に乏しい面がある。また、公募増資の場合には証券会社の引受審査等、検討や準備等にかかる時間も長く、資金調達の柔軟性・機動性に欠ける面がある。

#### イ 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となる。

#### ウ 新株予約権付社債（転換社債）

新株予約権付社債（転換社債）は、発行時点で必要額を確実に調達できるという利点もあるが、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり、貴社の財務状態にかえって悪影響を及ぼすほか、償還資金の確保の面でも難点がある。

#### エ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権では、即時に資金調達を行うことが困難であることや、将来の株価下落が生じた際には予定していた資金を調達できなくなる。

#### オ 新株予約権無償割当（ライツ・オファリング）

株主全員に対する新株予約権無償割当（ライツ・オファリング）については、コミットメント型ライツ・オファリングでは引受手数料等のコストが必要となり、時価総額等に鑑みて調達額に限界がある。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは株主割当増資と同様の問題がある。

#### カ 普通社債・銀行借入

貴社の債務超過解消に向けた資本増強という経営課題への対処という観点からは、貴社の負債を増加させる普通社債・銀行借入による資金調達は望ましくない。

以上を踏まえれば、当社が資金調達方法として本普通株式第三者割当増資を選択したことは相当である。

### ② 発行条件等の相当性

#### ア 発行価格の算定根拠

本普通株式の払込金額は、本普通株式の発行に係る取締役会決議日の前日から遡ること1か月間（2021年5月30日から2021年6月29日）の終値の単純平均値の95%とされている。当該払込金額は、本普通株式発行に係る取締役会決議日の前日の終値である611.0円に対しては4.6%のディスカウント、直前1か月間の終値の平均値である613.3円に対しては4.9%のディスカウント、直前3か月間の終値の平均値である605.8円に対しては3.8%のディスカウント、直前6か月間の終値の平均値である608.5円に対しては4.2%のディスカウントとなる。

以上の払込金額の算定根拠については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に不合理な点は認められないと考えられる。

#### イ 希薄化についての評価

本普通株式第三者割当増資により発行する本普通株式の数は171,200株（議決権数1,712個）となり、希薄化率（2020年12月31日現在の貴社の発行済株式総数である4,972,733株（総議決権数49,684個）を分母とする。）は3.4%（議決権における割合は、総議決権数の3.4%）に相当し、大規模な株式の希薄化が生じない。

しかしながら、本普通株式第三者割当増資と同時に実施される本優先株式第三者割当増資により発行する本優先株式の数は1,000株であり、本優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、本優先株式について合計17,152個の議決権を有する普通株式が交付されることとなり、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく貴社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約34.5%となり、希薄化が25%以上となる。

また、本優先株式の全部について下限取得価額にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数34,305個の普通株式が交付されることとなり、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく貴社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約69.0%となる。

さらに、本優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される議決権を有する普通株式の個数及び本普通株式第三者割当増資により発行される議決権を有する普通株式の個数の合計数の、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく貴社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約38.0%となり、希薄化が25%以上となる。

加えて、本優先株式の全部について下限取得価額（291.5円）にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数36,017個の議決権を有する普通株式が交付されることとなり、本普通株式第三者割当増資により発行される議決権を有する普通株式の個数の合計数の、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく貴社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約72.5%となる。

以上のとおり、普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権の行使により貴社の普通株式が交付された場合には、大規模な株式の希薄化が生じることが見込まれる。

しかしながら、本普通株式第三者割当増資を含む本第三者割当増資は、貴社の債務超過を解消し、連結自己資本拡充による財務体質改善を実現し、上述の各経営課題を解決するための資金を確保することを目的に行うものである。したがって、本普通株式第三者割当増資の実施は、貴社全体での事業基盤及び財務基盤の安定化につながり、貴社の

中長期的な成長を実現できる事業基盤及び財務基盤の確立に資するものであり、ひいては中長期的な貴社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えられる。

また、本第三者割当増資において、①本普通株式第三者割当増資における普通株式の発行規模自体は大規模とはいえ、本優先株式第三者割当増資と相まって貴社の債務超過状態の解消に必要と考える資本性資金調達の実現のために必要十分な規模に設定されていること、②上述のとおり、他の資金調達方法との比較においても最も適切な資本性資金の調達手法と考えられること、③上述のとおり、本普通株式の払込金額についても市場価格からのディスカウントは合理的な範囲に収まっており、貴社及び既存株主にとって現時点で最善の条件と思われることといった事情を踏まえれば、本普通株式第三者割当増資に伴う普通株式の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であるといえる。

以上を踏まえれば、本普通株式第三者割当増資における発行条件等は相当である。

### ③ 割当予定先の相当性

#### (i) 割当予定先の選定

当社は、フィナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメント株式会社を起用し、同社とともに、足元のメザニンマーケットの調達環境下における資金調達先の候補及び調達手法、その実施時期・実現可能性などの面から総合的に検討してきた。

その結果、当社は、本普通株式第三者割当増資における割当予定先として、寺田倉庫株式会社、コクヨ株式会社、株式会社 VERSION THREE、株式会社アズレイ、廣松伸子氏、中西宗義氏及び株式会社 Ace を選定した。

#### (ii) 割当予定先の属性

##### ① 寺田倉庫社

当社は、寺田倉庫社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田 寿次）に調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領した。寺田倉庫社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び寺田倉庫社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りない。

##### ② コクヨ社

コクヨ社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出した2021年3月30日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、『市民社会の秩序や

安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害する反社会的な勢力・団体の活動に対しては、毅然とした態度で対応する。』ことを基本方針としている。この方針は、法令、規則を遵守し、社会倫理に従って企業活動をおこなうための『コクヨグループ行動基準』に明記しており、ハンドブックを全員に配布し、周知している。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、ヒューマン&カルチャー本部総務部を対応総括部署とし、警察等関連機関等とも連携し対応します。」と述べたうえで、具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明している。当社は、当該内容を確認し、コクヨ社が反社会的勢力とは一切関係がないと判断した。

#### ③ VERSION THREE 社

当社は、VERSION THREE 社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を 2021 年 4 月 13 日付けで受領した。VERSION THREE 社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び VERSION THREE 社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りないと判断した。

#### ④ アズレイ社

当社は、アズレイ社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を 2021 年 4 月 13 日付けで受領した。アズレイ社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及びアズレイ社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りない。

#### ⑤ 廣松伸子氏

当社は、廣松伸子氏について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を 2021 年 4 月 13 日付けで受領した。廣松伸子氏が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び廣松伸子氏が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りない。

#### ⑥ 中西宗義氏

当社は、中西宗義氏について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ

ちに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領した。中西宗義氏が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び中西宗義氏が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りない。

⑦ Ace 社

当社は、Ace 社、その役員及び主要株主について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2021年4月13日付けで受領した。Ace 社、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び Ace 社、その役員又は主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りない。

(iii) 割当予定先の払込みに要する財産の存在

① 寺田倉庫株式会社

当社は、寺田倉庫社について、同社の第 87 期事業年度計算書類（自 2020 年 4 月 1 日至 2021 年 3 月 31 日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、同社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断した。

② 株式会社コクヨ

当社は、コクヨ社について、同社が 2021 年 5 月 11 日に関東財務局長に提出した第 75 期第 1 四半期（2021 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書に記載の資産合計、資本合計並びに現金及び現金同等物等の状況の記載を確認するなどして、コクヨ社が本普通株主第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断した。

③ 株式会社 VERSION THREE

当社は、VERSION THREE 社について、同社の第 10 期事業年度計算書類（自 2019 年 6 月 1 日至 2020 年 5 月 30 日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断した。

④ 株式会社アズレイ

当社は、アズレイ社について、同社の第 10 期事業年度計算書類（自 2019 年 10 月 1 日至 2020 年 9 月 30 日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断した。

⑤ 廣松伸子氏

当社は、廣松伸子氏について、同氏の保有する預金口座の残高確認状の開示を受け、2021年6月21日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本普通株式第三者割当増資に係る同人による払込金額を上回る金額であること、払込金額を超える自己資金を有している旨を確認した。これにより、当社は、廣松伸子氏が本普通株式第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断した。

⑥ 中西宗義氏

当社は、中西宗義氏について、同氏の保有する預金口座の残高照会の写しを取得し、2021年6月11日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本普通株式第三者割当増資に係る同人による払込金額を上回る金額であること、払込金額を超える自己資金を有している旨を確認した。これにより、当社は、中西宗義氏が本普通株式第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断した。

⑦ 株式会社 Ace

当社は、Ace社について、同社の第14期事業年度計算書類（自2019年8月1日至2020年7月31日）により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断した。

以上を踏まえれば、本普通株式第三者割当増資における割当予定先は相当である。

また、本優先株式第三者割当増資は、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
連結売上高	22,290百万円	23,031百万円	17,268百万円
連結営業利益	550百万円	97百万円	△1,523百万円
連結経常利益	442百万円	11百万円	△1,478百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	21百万円	△223百万円	△2,467百万円
1株当たり連結当期純利益	4.27円	△45.01円	△496.25円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	347.17円	302.36円	△189.38円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年6月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	5,408,000 株	100%

(注) 2021年6月30日現在において、潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
始 値	941 円	691 円	798 円
高 値	955 円	884 円	828 円
安 値	681 円	683 円	512 円
終 値	705 円	800 円	607 円

② 最近6か月間の状況

	2021年 1月	2021年 2月	2021年 3月	2021年 4月	2021年 5月	2021年 6月
始 値	607 円	604 円	609 円	614 円	600 円	618 円
高 値	614 円	611 円	719 円	615 円	619 円	626 円
安 値	600 円	601 円	604 円	579 円	596 円	606 円
終 値	606 円	608 円	620 円	599 円	617 円	611 円

(注) 6月の株価については、2021年6月29日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年6月29日
始 値	606 円
高 値	616 円
安 値	606 円
終 値	611 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

本普通株式及び本優先株式の発行要項は「別紙1」及び「別紙2」のとおりです。

### Ⅲ. 本定款変更について

#### 1. 本定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するものです。

#### 2. 本定款変更の内容

上記目的の観点から、別紙3「定款変更案」のとおり変更を予定しております。

#### 3. 本定款変更の日程

本定款変更に係る取締役会決議	2021年6月30日
本定款変更議案に関する本臨時株主総会付議に係る取締役会決議	2021年7月20日（予定）
本臨時株主総会決議	2021年8月27日（予定）
本定款変更の効力発生日	2021年8月31日（予定）
本優先株式の発行	2021年8月31日（予定）

### Ⅳ. 本資本金等の額の減少について

#### 1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

#### 2. 本資本金等の額の減少の要領

##### (1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 1,097,146,000 円を 997,146,000 円減少して、100,000,000 円とする。

##### (2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 1,334,988,433 円を 1,334,988,433 円減少して、0 円とする。

##### (3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

#### 3. 本資本金等の額の減少の日程

本資本金等の額の減少に係る取締役会決議	2021年6月30日
本臨時株主総会への本資本金等の額の減少に関する議案付議に係る取締役会決議	2021年7月20日（予定）
債権者異議申述公告	2021年7月16日（予定）

債権者異議申述最終期日	2021年8月16日（予定）
本臨時株主総会決議	2021年8月27日（予定）
本資本金等の額の減少の効力発生日	2021年8月30日（予定）

#### 4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

### V. 本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少について

#### 1. 本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本普通株式及び本優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件といたします。

#### 2. 本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少の要領

##### (1) 減少すべき資本金の額

549,990,400 円

（なお、同時に行う本第三者割当増資により資本金が 549,990,400 円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。）

（内訳）本普通株式の発行により増加する資本金の額に相当する額 49,990,400 円

本優先株式の発行により増加する資本金の額に相当する額 500,000,000 円

##### (2) 減少すべき資本準備金の額

549,819,200 円

（なお、同時に行う本第三者割当増資により資本準備金が 549,819,200 円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。）

（内訳）本普通株式の発行により増加する資本準備金の額に相当する額 49,819,200 円

本優先株式の発行により増加する資本準備金の額に相当する額 500,000,000 円

##### (3) 本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、本第三者割当増資と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少の日程

本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少に係る取締役会決議	2021年6月30日
債権者異議申述公告	2021年7月16日（予定）
債権者異議申述最終期日	2021年8月16日（予定）
本臨時株主総会決議	2021年8月27日（予定）
払込期日	2021年8月31日（予定）
効力発生日	2021年8月31日（予定）

4. 今後の見通し

本第三者割当増資に伴う資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではありません。資本金等の減少による当社の業績に与える影響は軽微であります。

VI. シンジケートローン契約及び営業外費用の計上について

1. 契約締結の目的

当社グループの借入金の長短バランスの適正化及び資金調達の安定化を図ることで、本第三者割当増資後の事業展開を着実に推進し、事業計画上のキャッシュフローに基づく年間返済額の見直しを行うため、新たなシンジケートローン契約を締結いたしました。

2. シンジケートローン契約の概要

(1) 組成金額	70.62 億円
(2) 契約形態	タームローン及びコミットメントライン
(3) 契約締結日	2021年6月30日
(4) 実行日	2021年8月31日（予定）
(5) 借入期間	1～5年
(6) 適用利率	基準金利＋スプレッド
(7) 担保・保証	無担保・無保証
(8) アレンジャー	株式会社りそな銀行
(9) エージェント	株式会社りそな銀行
(10) 参加行	株式会社りそな銀行、三井住友銀行、他6金融機関

3. 今後の見通し

シンジケートローン契約締結に伴い、2021年12月期において営業外費用としてアレンジメントフィー（参加フィーを含む）として70百万円を計上する予定です。

以 上

普通株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社アマナ普通株式

2. 募集株式の数

171,200 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 583 円

4. 募集株式の払込金額の総額

99,809,600 円

5. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 49,990,400 円 (1 株につき 292 円)

資本準備金 49,819,200 円 (1 株につき 291 円)

6. 申込期日

2021 年 8 月 30 日

7. 払込期日

2021 年 8 月 31 日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、第三者割当の方法により寺田倉庫社に 72,000 株、コクヨ社に 34,300 株、VERSION THREE 社に 17,100 株、アズレイ社に 8,500 株、廣松伸子氏に 5,100 株、中西宗義氏に 17,100 株、及び Ace 社に 17,100]株をそれぞれ割り当てる。

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 新株式の発行に関して必要な事項の決定について 2021 年 6 月 30 日（水曜日）開催の当社取締役会において決議している。

## 株式会社アマナ A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社アマナ A種優先株式
2. 募集株式の数	1,000株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	1,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	500,000,000円（1株につき500,000円）
6. 増加する資本準備金の額	500,000,000円（1株につき500,000円）
7. 払込期日	2021年8月31日又は株主総会で別途定める日
8. 割当先/株式数	RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

## A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当会社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率9.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計

	算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。
(6) 非参加条項	当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 剰余財産の分配	
(1) 剰余財産の分配	当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 剰余財産分配額	
① 基本剰余財産分配額	A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「剰余財産分配日」(剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本剰余財産分配額」という。)とする。
② 控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、剰余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(剰余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「剰余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記10. (2)①に定める基本剰余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本剰余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。
11. 議決権	A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)	
(1) 償還請求権の内容	A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数

	第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	
① 基本償還価額	A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。  (基本償還価額算式) 基本償還価額=1,000,000円×(1+0.09) <sup>m+n/365</sup>  払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
② 控除価額	上記12.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除する。  (控除価額算式) 控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.09) <sup>x+y/365</sup>  償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。
(3) 償還請求受付場所	東京都品川区東品川二丁目2番43号 株式会社アマナ
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)	
(1) 強制償還の内容	当社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
(2) 強制償還価額	
① 基本強制償還価額	A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)①に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本

		強制償還価額」という。)とする。
	② 控除価額	上記 13. (2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。
14. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）		
	(1) 転換請求権の内容	A 種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社が A 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記 14. (2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を A 種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記 14. (2)の算定方法に従い、A 種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行った A 種優先株主に対し会社法第 167 条第 3 項に定める金銭を交付することを要しない。
	(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法	①当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。  (算式) A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 ＝A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数 ×上記12. (2)①に定める基本償還価額相当額から上記12. (2)②に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた優先配当金（転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。） ÷転換価額  ②転換価額 イ 当初転換価額 当初転換価額は、583円とする。 ロ 転換価額の修正 転換価額は、2022年2月28日以降の毎年2月末日及び8月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%

に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

#### ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

##### 調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) (i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) (i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b) (ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b) (iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b) (iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b) (iii)において「対価」という。）とする。

- (b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

	<p>(i) 下記(c) (ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ1ヵ月間の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満</p>
--	---

	<p>小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
(3) 転換請求受付場所	東京都品川区東品川二丁目2番43号 株式会社アマナ
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15. 株式の併合又は分割等	法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16. 譲渡制限	譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

以上

## 定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>21,620,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>21,620,000株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>21,620,000株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>1,000株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株</u>とし、<u>A種優先株式につき1株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2章の2 A種優先株式</u>  <u>(A種優先配当金)</u>  <u>第11条の2 当社は、第45条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)</u>  <u>又はA種優先株式の登録株式質権者(以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)</u>に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)  <u>又は普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)</u>に先立ち、A種優先配当金として、A</p>

種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率9.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降のA種優先配当金（第11条の3に定めるA種期中優先配当金を含む。）及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の合

(新設)

計額を超えて剰余金の配当は行わない。

(A種期中優先配当金)

第11条の3 当社は、第45条第2項又は第46条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率9.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第11

(新設)

条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

(新設)

2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.09)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.09)」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.09)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.09)」の指数を表す。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A

<p>(新設)</p>	<p><u>種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</u></p> <p><u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第11条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得する</u></p>
-------------	---

(新設)

のと引換えに普通株式を交付することを請求  
(以下本条において「転換請求」といい、転換  
請求がなされた日を「転換請求日」という。)す  
ることができる。

## 2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当社がA種優先株主に  
対し対価として交付する普通株式の数は、以下  
に定める算定方法により算出する。ただし、小  
数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株  
主に対して交付することとなる普通株式の数  
に1株未満の端数が生じたときはこれを切り  
捨て、金銭による調整は行わない。

### (算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当  
社の普通株式の数

= A種優先株主が取得を請求したA種優先株  
式の数×第11条の5第2項に定める基本償  
還価額相当額から同項に定める控除価額相  
当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相  
当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償  
還価額算式及び控除価額算式における「償還請  
求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済  
優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」  
(転換請求日までの間に支払われたA種優先  
配当金(転換請求日までの間に支払われたA種  
期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金  
を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算  
出される。)÷転換価額

### (2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額 583 円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2022年2月28日以降の毎年

8月末日及び2月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ1ヵ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

#### ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

#### 調整後転換価額

$$= \text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + ((\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}) \div \text{時価})) \div (\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数})$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前

の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところ

るによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の

全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ1ヵ月間の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う

(新設)

株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、A種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(A種優先株式に係る譲渡制限)</u> <u>第11条の10 当社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会への準用)</u> <u>第11条の11 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、種類株主総会について準用する。</u></p>